

和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第3条 規則第23条第1項、第24条の3第2項第1号又は第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画が法第35条第2項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることを申し出た場合であって、当該計画（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を受けなければならないものに限る。）に係る同法第18条の2第1項の規定により指定を受けた構造計算適合性判定の業務を行う者から交付を受けた同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（同条第7項に規定する適合判定通知書に限る。）を有するときは、当該通知書
- (2) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この号及び第4号において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第4号において「登録住宅性能評価機関」という。）から交付を受けた品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を有する場合にあっては、当該設計住宅性能評価書

ア 法の施行後に新築し、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合する住宅に係るもの

イ 法の施行の際に現に存し、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6に適合する住宅に係るもの

(3) 消費性能向上計画の認定又は消費性能に係る認定の申請を行う者が、当該申請に係る建築物について、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けた同法第35条第1項各号又は同法第2条第3号に規定する基準に適合していると認める旨を示す書面を有する場合にあっては、当該書面

(4) 消費性能に係る認定の申請を行う者が、当該申請に係る建築物について、登録住宅性能評価機関から品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を有する場合にあっては、当該建設住宅性能評価書

ア 法の施行後に新築し、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合する住宅に係るもの

イ 法の施行の際に現に存し、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合する住宅に係るもの

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、認定の審査において必要と認める図書（申請の取下げ）

第4条 申請は、次に掲げる期間に限り、取り下げできるものとする。

(1) 消費性能向上計画の認定の申請の取下げにあっては、規則第25条第1項の規定による認定の通知又は次条第1号の規定による認定しない旨の通知があるまでの間

(2) 消費性能に係る認定の申請の取下げにあっては、規則第31条第1項の規定による認定の通知又は次条第2号の規定による認定しない旨の通知があるまでの間

2 前項各号に規定する申請の取下げは、知事に対して、それぞれ次に掲げる書面を当該申請を行った者が提出することにより行うものとする。

(1) 前項第1号に規定する申請の取下げにあっては、建築物エネルギー消費性能向上計

画の認定申請取下げ届（別記第1号様式）

(2) 前項第2号に規定する申請の取下げにあつては、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（別記第2号様式）

3 第1項各号に規定する申請の取下げがあつたときは、申請書の正本、前条各号に規定する図書のうち当該正本に添付された図書及びそれぞれ次に掲げる図書は返却しないものとする。

(1) 前項第1号に規定する申請の取下げにあつては、規則第23条第1項又は第24条の3第2項第1号の規定により申請書の正本に添付することとされた図書

(2) 前項第2号に規定する申請の取下げにあつては、規則第30条第1項の規定により申請書の正本に添付することとされた図書

（認定しない旨の通知）

第5条 知事は、消費性能向上計画の認定又は消費性能に係る認定をしないこととするときは、それぞれ次に掲げる書面により、当該認定に係る申請をした者に対して、その旨を通知するものとする。

(1) 消費性能向上計画の認定をしない場合にあつては、認定しない旨の通知書（別記第3号様式）

(2) 消費性能に係る認定をしない場合にあつては、認定しない旨の通知書（別記第4号様式）

（建築工事完了報告書）

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従つてエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告書（別記第5号様式）を、知事に対して提出するものとする。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主は、規則第26条の規定による軽微な変更をしようとするときは、確認事項変更届（別記第6号様式）により、規則第23条第1項又は第24条の3第2項第1号の規定により添付することとされた図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出するものとする。

（報告の徴収）

第8条 知事は、法第37条の規定による報告を求めるときは、認定建築物エネルギー消費

性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況に係る報告を求める旨の通知書（別記第7号様式）により、認定建築主に対して通知するものとする。

- 2 知事は、法第43条第1項の規定による報告をさせるときは、基準適合認定建築物に係る報告を求める旨の通知書（別記第8号様式）により、消費性能に係る認定を受けた者に対して、通知するものとする。

（建築の取りやめ）

第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の届出書（別記第9号様式）により、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規則第25条第1項の規定する通知書を添えて、知事に提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条 知事は、法第39条の規定による認定の取り消しをしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記第10号様式）により、当該認定を受けた認定建築主に対して通知するものとする。

- 2 知事は、法第42条の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の取消しをしようとするときは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書（別記第11号様式）により、当該認定を受けた者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定実施要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第2号様式（第4条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定実施要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の規定による認定をしないこととしたので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第2項の規定による認定をしないこととしたので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第5号様式（第6条関係）

認定建築物エネルギー消費性能計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住 所
氏 名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の工事が完了したので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第6条の規定により報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物の新築等の工事の完了年月日
年 月 日
- 4 建築物の新築等の位置
- 5 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士
【資 格】 (級) 建築士 () 登録第 号
【住 所】
【氏 名】
【建築士事務所名】
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
【所在地】
- 6 軽微な変更の内容

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築物の新築等の工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名（建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地）を記入してください。

別記第6号様式（第7条関係）

確認事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する軽微な変更をしたので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第7条の規定により変更する図書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更事項

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第7号様式（第8条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況に係る報告を求める旨の通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第37条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物の新築等の位置
- 4 報告を求める内容
- 5 報告の期限

別記第8号様式（第8条関係）

基準適合認定建築物に係る報告を求める旨の通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事

印

下記の基準適合認定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第43条第1項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 基準適合認定建築物に係る認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物に係る認定年月日
年 月 日
- 3 基準適合認定建築物の位置
- 4 報告を求める内容
- 5 報告の期限

別記第9号様式（第9条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住 所
氏 名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物の新築等の位置
- 4 取りやめの理由

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第39条の規定に基づき、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、その認定を取り消したので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物等の位置
- 4 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第11号様式（第10条関係）

基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第42条の規定に基づき、下記の基準適合認定建築物に係る認定については、その認定を取り消したので、和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物等の位置
- 4 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。